

2020年11月2日

新型コロナウイルスに関連する各州の対応（11月2日現在）

【ノースカロライナ州】

●10月21日（水）、クーパー・ノースカロライナ州知事は、州知事令（EXTENSION OF THE PHASE 3 ORDER）に署名しました。同州知事令に基づき、10月23日（金）を期限としていた制限緩和措置第3段階を、当面11月13日（金）までを延長するとしています。

州政府関連サイト：<https://governor.nc.gov/news/following-data-north-carolina-will-remain-paused-phase-3>

州知事令：<https://files.nc.gov/governor/documents/files/E0170-Phase-3-Extension.pdf>

【サウスカロライナ州】

●10月24日（土）、マクマスター・サウスカロライナ州知事は、非常事態宣言を継続する州知事令に署名しました。この州知事令は同日から15日間（11月8日（日）まで）有効とされています。詳細は州知事令本文をご確認ください。

州知事令：<https://governor.sc.gov/sites/default/files/Documents/Executive-Orders/2020-10-24%20FILED%20Executive%20Order%20No.%202020-67%20-%20State%20of%20Emergency.pdf>

【ジョージア州】

●10月30日（金）、ケンプ・ジョージア州知事は、11月9日（月）を期限とする新型コロナウイルスに関連する公衆衛生上の緊急事態宣言を12月9日（水）午後11時59分まで延長する州知事令に署名しました。詳細は州知事令本文をご確認ください。

州知事令：<https://gov.georgia.gov/document/2020-executive-order/10302001/download>

●また、同日、ケンプ知事は、州知事令「EMPOWERING A HEALTHY GEORGIA」に署名し、11月1日（日）午前0時から11月15日（日）午後11時59分まで適用される遵守事項を指示しました。引き続き、各人の間に6フィートが確保できない場合には50名以上の集会を禁止すること、外出する際は可能な限りマスクを着用することを強く推奨すること等を指示するとされています。詳細は州知事令本文をご確認ください。

州知事令：<https://gov.georgia.gov/document/2020-executive-order/10302002/download>

【米国疾病予防管理センターの旅行者に対する注意喚起】

●米国疾病予防センター（CDC）は、日本から米国に入国した方を含む、旅行後の行動に関する考え方を以下のリンクで示しています。

CDC関連サイト：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/after-travel-precautions-japanese.html>